

佐賀県訓令甲第12号

本 庁
現地機関

佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年10月25日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別表第3（第44条関係） 文書保存期間 1・2 略 3 5年保存文書 （1）～（7） 略 （8） <u>日々雇用職員</u> の任免に関する文書 （9）～（17） 略 4・5 略	別表第3（第44条関係） 文書保存期間 1・2 略 3 5年保存文書 （1）～（7） 略 （8） <u>臨時職員</u> の任免に関する文書 （9）～（17） 略 4・5 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。